

参加表明に関する質問の回答

業務名：千曲市新戸倉体育館建設支援アドバイザー業務委託

参加表明に関する質問受付期間：令和5年11月6日から11月14日午後5時まで

No.	質問内容	回答
1	様式第4号において、「総括責任者及び照査担当者については、同種業務の実績を証明できる契約書及び仕様書等の写しを添付すること」と記載がございますが、担当者の実績を証明できる契約書及び仕様書等の写しは、必要ないでしょうか。 また、総括責任者及び照査担当者において、実績が重複している場合の実績を証明できる契約書及び仕様書等の写しは、1部でよろしいでしょうか。	総括責任者及び照査担当者の実績を証明できる契約書及び仕様書等の写し（以下「実績を証明する書類等」という）は必要ですが、担当者の実績を証明する書類等については不要です。 総括責任者及び照査担当者の実績が重複している場合は実績を証明する書類等は1部の提出でも可能とします。
2	様式第5号の業務実績において、様式第4号と重複している場合は、契約書及び仕様書等の写しは、第4号と第5号で合わせて1部としてよろしいでしょうか。	様式第4号と重複している場合は第4号と第5号で合わせて1部の提出でも可能とします。
3	参加資格要件に「過去10年間において、地方公共団体から受託した運動施設における同種業務の実績を有していること。」とあるが、現在受託中であり未完了の業務は実績に含めることは可能でしょうか。	「同種業務の実績を有していること」は完了している業務のみ対象とします。
4	実施要領3（6）及び実施要領6（1）内「添付資料」について、千曲市物品購入等入札参加資格名簿の登録者でないものは参加表明書提出期限までに必要書類の提出が完了していればよろしいでしょうか。	お見込みの通り、提出が完了していれば良いです。 なお、参加表明者審査（一次審査）結果の通知期日までに書類不備等による登録不可となった場合は参加資格なしと判断いたします。
5	実施要領6（1）内「参加表明書（様式第2号）」について、共同企業体（JV）での参加の場合は、共同企業体として1部を作成し、そこに参加企業すべての住所、企業名、代表者の記載及び押印をすればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

6	<p>実施要領6（1）内「会社概要書（様式第3号）」について、共同企業体（JV）での参加の場合は、1部に企業ごとの概要をまとめるのではなく、参加企業ごとに会社概要書を作成・提出する形（合計2部の提出）でもよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通り、参加企業ごとに会社概要書を作成・提出してください。</p>
7	<p>実施要領6（1）「会社概要書（様式3号）」について、共同企業体（JV）での参加の場合は協定書の（写）の提出が必要とありますが、委任状の写しも合わせて提出したほうがよろしいでしょうか。</p>	<p>委任された者（企業）が共同企業体（JV）の代理人として確認するため、委任状の提出も合わせて提出をお願いします。</p>
8	<p>実施要領6（1）、実施要領7（3）及びプロポーザル審査要領5.2に関連して、プレゼンテーション（審査会）の審査項目に業務実績や体制等が含まれていますが、これらは会社概要書や業務実施体制調書、同種業務実績調書等の参加に係る書類等の提出の内容のみで評価されるのでしょうか。あるいは、企画提案書の任意様式等に関連する内容を記載すれば、その内容も評価に勘案されるのでしょうか。</p>	<p>参加表明者審査（一次審査）では、会社概要書（様式3号）、業務実施体制調書（様式第4号）、同種業務の実績（様式第5号）、添付資料で審査いたします。 プレゼンテーション（審査会）時には、上記の他、提出された企画提案書、当日のプレゼンテーションの内容等により審査いたします。</p>
9	<p>実施要領6（1）内「業務実施体制調書」に再委託先の担当者を記載することは可能でしょうか。また、その場合、評価の対象となるでしょうか。</p>	<p>業務実施体制調書に再委託先の担当者を記載することは可能です。なお、評価については提出書類を基に評価いたします。</p>
10	<p>プロポーザル審査要領5.2内「見積内容」について、評価点数が10点とありますが、どのような基準に基づいて点数が決定されるのでしょうか。</p>	<p>提案上限額に対する見積金額を総合的に評価いたします。</p>
11	<p>実施要領2（3）において、基本計画の策定完了は令和6年3月の予定とありますが、同計画において規模、諸室配置、図面等の整備対象施設に関する基本的な要件は整理されると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>基本計画では、配置、アリーナの大きさ（各競技のコート数など）、必要な諸室など市として求める規模や各種条件の整理をする予定です。 なお、予定建築物の配置図、概略平面図など図面については市が想定している規模感を基に参考図書として作成を予定しております。</p>